

令和8年5月29日

各位

西武信用金庫
理事長 高橋 一朗

不祥事件の発生について

この度、当金庫において、誠に遺憾ながら、下記の不祥事件が発生しました。
社会的・公共的に大きな役割を担い、信用を第一とする金融機関として、このような事態を招いたことについて、役職員一同、厳粛に受け止め深く反省しております。
日頃から当金庫をご信頼いただき、ご支援とご愛顧を賜っておりますお客さま、会員の皆さま、ならびに地域の皆さまをはじめ、関係各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

(1) 概要

令和4年8月から令和8年4月までの期間にわたり、元職員（女性、50歳代）が所属店舗の金庫内に保管していた業務用現金を不正に持ち出し、着服していたものです。

なお、本件は店舗内の金庫で保管している業務用現金（払戻し対応のため保管してある現金）着服であり、お客さまのご預金等から流用・横領は確認されておられません。

(2) 発覚日

令和8年4月2日

(3) 事故金額

12,850,000円 事故金額については令和8年5月11日、事故者より全額弁済されております。

(4) 発覚の端緒

同店舗において、職員が現金出納機へ金庫内保管の業務用現金を補充した際、補充金額と実際の残高が一致しない事象が確認され、これを契機として本件が発覚いたしました。

2. 各関係機関への報告

事件発覚後、速やかに監督官庁への報告を行うとともに、警察にも相談しております。

3. 人事処分

事故者につきましては、令和8年5月19日付にて懲戒解雇いたしました。今後、管理監督者等についても当金庫の内部規程に基づき、厳正な処分を行います。

4. 今後の再発防止策等

当金庫は、今般の事態を厳粛に受け止め、法令等遵守態勢・内部管理態勢の一層の充実・強化を図り、再発防止と信頼回復に向けて、役職員一丸となって取り組んでまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先

西武信用金庫 経営企画部 広報担当

電話番号：03-3384-6117

受付時間：午前9時から午後5時（土・日・祝祭日は除く）